

建設工事受注者の皆様へ

秋田県建設交通部長

ダンプトラック等による交通事故防止の徹底について（通知）

県発注工事における交通安全対策については、工事共通仕様書において交通安全管理の方法や遵守すべき関係法令等を規程し、対策の徹底をお願いしているところですが、ダンプトラック等による事故は、重大事故へと直結する恐れが高いことから、事故の根絶に向けた交通安全対策について、次の事項に留意しながらより一層の徹底をお願いします。

1. 道路法、道路交通法、道路運送法、道路運送車両法及び土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「ダンプ規制法」という。）の関係諸法令を遵守し運搬するよう工事車両関係者への指導を徹底すること。
2. ダンプトラック等の過積載は、ブレーキ性能やハンドル操作性の低下、並びに、車体やタイヤへの過重な負担により重大事故を誘発する恐れが大きいことから、「過積載防止対策要領（平成14年7月26日建管一1066）」に規定する過積載防止対策に積極的に取り組むこと。
3. 運転計画、作業計画及び工程計画の立案にあたっては、スピード超過や過労運転等に結びつくような計画にしないこと。
4. 工事で使用する車両等については、十分な点検整備がなされた車両の使用を徹底し、整備不良が認められた車両等は使用しないこと。
5. 下請業者の事故防止の徹底のため「建設産業における生産システム合理化指導要綱（平成4年2月20日監一1640）」の規定に基づく適切な元請・下請関係の構築に努めること。

担当：建設交通部建設管理課 技術管理室技術企画班 TEL 018(860)2427

過積載の防止対策実施要領

(平成14年7月26日建管 - 1066)

平成15年7月1日(制定)

平成17年4月1日(改訂)

(適用範囲)

第1条 工事にあたり、土砂等を運搬する大型自動車(以下「ダンプカー等」という。)に関する過積載防止対策についての共通特記仕様であり、建設交通部が発注するすべての工事を対象とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次ぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 過積載とは、道路運送車両法で定められた自動車の最大積載量を超えて貨物等を積載し、運行する違法行為をいう。
- 2 ダンプカー等について、土砂等の積載量が自動車車検証(以下「車検証」という。)に記載されている最大積載量を超えている場合を「過積載」とする。
- 3 土砂等とは、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(以下「ダンプ規制法」という。)第2条及び同法施行令第1条で規定されている、次に示すものをいう。
 - (1) 砂利(砂及び玉石を含む)又は砕石をアスファルト又はセメントにより安定処理した物及びアスファルト・コンクリート
 - (2) 鋼さい、廃鋳及び石炭がら
 - (3) コンクリート、れんが、モルタル、しっくいその他これらに類する物のくず
 - (4) 砂利状又は砕石状の石灰石及び砂

(法令の遵守)

第3条 請負者は、道路交通法等、次の法令を遵守し過積載防止につとめなければならない。

- (1) 道路交通法
- (2) 道路法
- (3) 貨物自動車運送事業法
- (4) 道路運送車両法
- (5) ダンプ規制法

(施工計画書)

第4条 請負者は、施工計画書の作成に当たっては、過積載防止計画として次の事項を記載しなければならない。

土砂等運搬量

土砂等搬出先

運搬方法

運搬経路

仮置きの有無および仮置き場所

土砂等の掘削および運搬に係る事項

積載量の管理・点検方法

積載量監視責任者職名

工事関係者への過積載防止の周知・啓発活動その他必要な事項

2 請負者は、施工計画書に記載した過積載防止対策、運搬経路、および運搬経路の法定速度を遵守すること。

(土砂積み込み状況の管理)

第5条 請負者は、土砂等をダンプカー等に積み込む場合には、荷台枠の高さを超えて積み込むてはならない。ただし、コンクリート殻、アスファルト・コンクリート殻及びアスファルト切削殻(以下「殻等」という。)は殻の大きさ及び空隙等から、荷台枠の上から20cmまで積載できる。

また、土質条件(比重、含水比、間隙率等)により単位体積重量等の大きな変化が予想され、これによりがたい場合には、積載量の管理方法について新たに検討し、監督吏員の承諾を得なければならない。

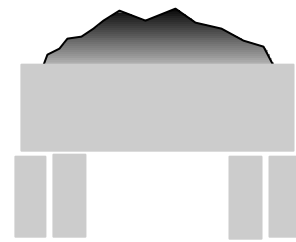
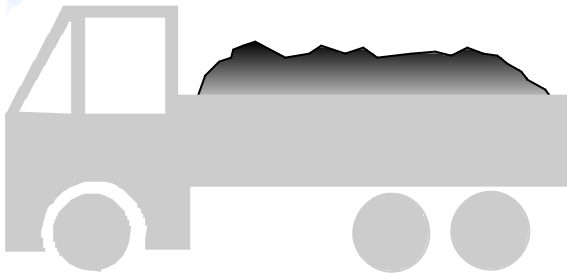
第6条 請負者は、土砂等(殻等を除く)が荷台枠高さを超えて積載されている場合には、直ちに荷台枠高さ以下となるよう減量しなければならない。

第7条 請負者は、土砂等の積み込み状況および積載量を常時監視する責任者を適切に配置しなければならない。

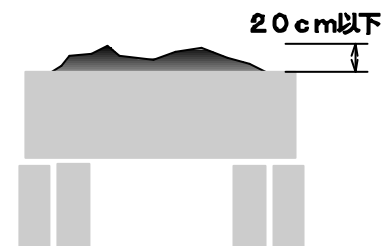
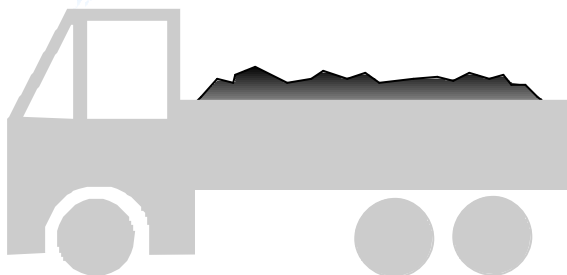
標準積み込み状態



過積載の積み込み状態



殺等の積み込み状態



(自重計等による計測管理)

第 8 条 請負者は、大型ダンプカーを使用して土砂等を現場外へ搬出する場合、作業日ごとに 1 回、積載量を自重計またはトラックスケール等（以下「自重計等」という。）で計測し、過積載でないことを確認しなければならない。

また、（様式 1 0 1）により自重計等の計測値、計測日時および車両番号等を記録・整理するとともに、当該車両の土砂等の積込み状況および積載状況等を写真撮影しなければならない。

第 9 条 土砂等の搬出に大型ダンプカーを使用する場合、自重計等による積載量の計測については、「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計等技術上の基準を定める省令」に基づく技術基準に適合する自重計を用いて計測するものとし、請負者は適正に点検整備された自重計を有する車両の使用を徹底しなければならない。

また、請負者は、大型ダンプカーに備え付けの車検証および「自重計技術基準適合証」の有効期限等を確認した上で、その複写を整理保管し、監督員吏員からの請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。

なお、車両運送法および計量法等による有効期限は次のとおりである。

ダンプカー等の車検証：1 年間

自重計技術基準適合証：1 年間

第 10 条 請負者は、工事現場から土砂等を請負者の管理するストックヤード等へ一時仮置きし、後日搬出する場合には、仮置き場においても、工事場所と同様に過積載防止に努めなければならない。

第 11 条 請負者は、過積載防止を一層徹底するため、簡便なトラックスケール等の設置ならびに工事関係者への周知徹底および過積載防止への啓発をおこなうなどして、過積載防止の促進につとめなければならない。

(工事間流用による搬入車両の取り扱い)

第 12 条 工事間流用による土砂等（殻等を除く）の搬入車両について、積載量が荷台枠を越えている場合は、当該車両を「過積載と疑わしい」と判断し、次により調査をする。

請負者は、「疑わしい」状況を直ちに写真撮影し、搬入車両の出荷元、事業者、相手工事請負者、工事場所、連絡先および自重計等による積載量等の車両情報を調査した上で、（様式 1 0 2）により監督吏員に報告しなければならない。

監督吏員は、工事間流用相手工事の発注者または監督員吏員へ、過積載防止の徹底について（様式 1 0 2）により通知する。

(改善指示等)

第 13 条 監督吏員は、工事現場および記録書類等で過積載を確認した場合、積載量の徹底管理および再発防止に向けた取り組みの強化について、請負者へ書面により改善を指示する。

第 14 条 請負者は、改善指示を受けた場合、（様式 1 0 3）により改善報告書を提出しなければならない。

(工事成績評定への適切な評価)

第 15 条 過積載は法令および仕様書等の遵守事項に反する行為であることから、監督吏員は工事成績評定では厳格かつ適正に評価する。

建設産業における生産システム合理化指導要綱

(平成4年2月20日監 - 1640)

第1 趣旨

建設産業は、その生産特性により元請・下請関係を中心とした分業関係が基本となっているが、近年の建設需要の多様化及び建設技術の高度化、専門化等を背景として、元請・下請間の機能分担のあり方に変化が生じている。即ち、直接施工機能を担う下請企業の建設産業に占める重要性が高まって、これまでの補助的役割から、元請企業と役割を分担、協力して建設工事を施工するという方向へ変化しつつある。

しかし、一方では、依然として元請・下請間に片務性が残っているほか、重層下請の増加等による生産効率の低下、技能労働者を中心とした人手不足の深刻化、高齢化の進展等建設産業全体に関わる様々な問題を抱えている。

こうした中で、建設産業が技術と経営に優れ、労働者に魅力ある産業として発展していくためには、建設生産システムの適正化を図ることが必要であり、従来のいわゆる「下請保護」を中心とした観点のみではなく、元請・下請が対等な立場のパートナーとして、双方が機能的に補完し合う合理的な分業関係を確立していくことが基本となる。

この要綱においては、従来の元請・下請について、建設生産システムにおけるそれぞれの機能に着目し、総合工事業者（発注者から直接建設工事を請け負って企画力、技術力など、総合力を発揮してその管理監督を行う総合的管理監督機能を担う企業をいう。）と専門工事業者（専門的技能を発揮して工事施工を担当する直接施工機能を担う企業をいう。）としてとらえ、総合工事業者と専門工事業者がそれぞれ対等の協力者として、その負うべき役割と責任を明確にするとともに、それに対応した建設産業における生産システムのあり方を示したものである。

これは、建設生産システムの合理化を進める上での指導方針であり、建設業者の取り組みの指針ともなるべきものである。

第2 総合工事業者の役割と責任

総合工事業者は、総合的管理監督機能を担うとともに、建設工事の発注者に対して契約に基づき、工事完成についてのすべての責任を持つという役割を有している。また、総合工事業者が、発注者との間で行う請負価格、工期（工事着手の時期及び工事完成の時期）の決定等は、自らの経営はもとより、専門工事業者の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものである。このため、次の責任を果たすべきである。

ア 経営計画の策定、財務管理及び原価管理の徹底など、的確な経営管理を行い得る能力の向上に努めること。また、常に合理的な請負価格、工期による受注に努めるとともに、専門工事業者への発注に当たっては、請負価格、工期、請負代金支払等の面で適正な契約を締結すること。

イ 業種・工程間の総合的な施工管理を的確に行うため、技術者に対する研修の充実等により、管理監督機能の向上に努めること。また、効率的かつ高度な建設生産を確保するため、技術開発の推進、施工の合理化に努めること。

- ウ 優良な専門工事業者の施行能力、経営管理能力等を的確に把握し、評価できる体制の確立に努めること。
- エ 優秀な建設労働者を確保するため、労働時間の短縮、休日の確保、労働福祉の充実、安全の確保及び作業環境の整備等に努めること。

第3 専門工事業者の役割と責任

専門工事業者は、直接施工機能を担っており、建設生産物の品質、原価に対し実質的に大きな影響を与えるものである。また、近年においては、建設生産システムにおける専門工事業者の担う役割が増大しており、特に、専門的技術・技能を有する建設労働者を直接に雇用する等の点において、今後の建設産業の発展に大きな役割を有している。このため、次の責任を果たすべきである。

- ア 教育訓練等の充実や、技術・技能資格等の取得の奨励等により、施工能力及び経営管理能力を向上させるとともに、常に合理的な契約条件による受注に努め、企業基盤の強化を図ること。
- イ 専門工事業者の役割の高度化という要請に応え、分担する工事分野において、直接施工のみならず、施工管理をも自らが行い得る体制の確立に努めるとともに、各々の能力に応じて部分一式等多様な業種・工程を担うことができるよう努めること。
- ウ 優秀な建設労働者を確保するため、直用化の推進等による雇用の安定、月給制の拡大、職能給の導入、労働時間の短縮、休日の確保、労働福祉の充実、安全の確保及び作業環境の整備等に努めること。

第4 適正な契約の締結

(1) 契約締結のあり方

建設工事の施工における企業間の下請契約の当事者は、契約の締結に当たって、次の事項を遵守するものとする。また、建設工事の内容や工期・工程において、変更又は追加の必要が生じた場合における契約の締結についても、これに準ずるものとする。

- ア 建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結すること。
- イ 契約の当事者は、対等な立場で十分協議の上、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。
- ウ 請負価格は契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとする。また、消費税相当分を計上すること。
- エ 請負価格の決定は、見積り及びその協議を行う等の適正な手順によること。
- オ 下請契約の締結後、正当な理由がないのに請負価格を減じないこと。

(2) 代金支払等の適正化

下請契約における注文者（以下「注文者」という。）からその契約における受注者（以下「受注者」という。）に対する請負代金の支払時期及び方法等については、建設業法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守す

るものとする。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準じた配慮をするものとする。

ア 請負代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。

イ 請負代金の支払はできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費担当分については現金払とすること。

ウ 手形期間は、90日以内のできる限り短い期間とすること。

エ 前払金の支払を受けたときは、受注者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。特に、公共工事においては、発注者（下請契約における注文者を除く。以下同じ。）からの前払金は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず前金払制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を速やかに現金で前金払するよう十分配慮すること。

オ 建設工事に必要な資材をその建設工事の注文者自身から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期間前に資材の代金を支払わせないこと。

第5 適正な施工体制の確立

(1) 施工体制の把握

建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するものとする。

ア 施行計画の立案

監理技術者の設置や施工体制台帳の作成等の要否の判断を的確に行うことができるよう、発注者から直接建設工事を請け負おうとする建設業者は、建設工事を請け負う前に下請契約の受注者に施工させる範囲と下請代金の額に関するおおむねの計画を立案すること。

イ 施工体制台帳

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、当該建設工事を施工するため締結した下請契約の請負代金の額が建築一式工事にあっては4,500万円以上、建築一式工事以外の建設工事にあっては3,000万円以上となる場合は、施工体制台帳(様式1又はこれに準拠するもの)を作成し、これを工事現場に備え置くとともに、その写しを発注者に提出すること。

なお、下請契約の請負代金の額がこの額未満の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、施工体制台帳の作成を行うことが望ましいものであること。

ウ 施工体系図

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、当該建設工事における下請

契約の各受注者の施工の分担関係を表示した施工体系図（様式 2 又はこれに準拠するもの）を作成し、当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げること。

エ 受注者に対する通知等

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、当該建設工事の下請契約の受注者に対し、当該建設工事が施工体制台帳の作成を要する建設工事である旨等を記載した通知（様式 3 又はこれに準拠するもの）を交付し、かつ、工事現場の見やすい場所に掲げること。

オ 再下請負通知書

下請契約の受注者（発注者から直接建設工事を請け負った建設業者と直接下請契約を締結した受注者のほか、当該建設工事の施工に携わるすべての下請契約の受注者を含む。）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、当該他の建設業を営む者に対し工の通知を交付するとともに、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者に対して再下請負通知書（様式 4 又はこれに準拠するもの）を提出すること。

（ 2 ） 一括下請の禁止等

ア 一括下請は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては建設工事の質の低下、受注者の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであることなど、種々の弊害を有することから、建設業法上は発注者の承諾が得られる場合を除き禁止されているところであるが、公共工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により全面的に禁止されていることに留意すること。

イ 不必要な重層下請は、同様に種々の弊害を有するので、行わないこと。

（ 3 ） 技術者の適正な配置

ア 工程管理、品質管理、安全管理等に遺漏が生ずることのないよう、適切な資格、技術力等を有する技術者等の適切な配置を図ること。特に、監理技術者資格者証に係る建設業法の規定を遵守すること。

イ 建設業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者及び監理技術者については、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事する者で、その建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとする。

（ 4 ） 適正な評価に基づく受注者の選定

注文者は、受注者の選定に当たっては、その建設工事の施工に関連し建設業法の規定を満たすものであることはもとより、

ア 施工能力

イ 経営管理能力

ウ 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況

エ 労働福祉の状況

オ 関係企業との取引の状況 等を的確に評価し、優良な者を選定するものとする。

この場合においては、少なくとも別表 1 に掲げる事項のすべてが満たされるよう

留意するものとする。

第6 建設労働者の雇用・労働条件の改善

建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、少なくとも別表2に定める事項について措置するものとする。

また、発注者から直接建設工事を請負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての受注者が別表2に定める事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

この場合、発注者から直接建設工事を請負った建設業者以外の注文者は、上記の指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

第7 遵守のための体制づくり

- (1) 建設業者は、その役職員に対する本要綱の周知徹底に努めなければならない。特に総合工事業業者にあつては、建設生産システムの合理化を積極的に推進する体制の整備・拡充に努めるとともに、その請負った建設工事におけるすべての建設業者に対して、本要綱の第4及び第5の遵守についての指導に努めるものとする。
- (2) 建設業者団体においては、会員企業に対する本要綱の周知徹底に努めるとともに、本要綱の遵守について団体としての取組みの体制を確立するものとする。
- (3) 本要綱に基づき真に合理的な建設生産システムを確立するためには、総合工事業業者と専門工事業業者のそれぞれが果たすべき役割と責任についての理解を共有することが不可欠である。このため、建設業者団体が主体となり、総合工事業業者、専門工事業業者のそれぞれが対等な立場に立って協議を行う場を設け、適正な契約関係の形成のためのルール、建設労働者の雇用・労働条件等の改善及び技術・技能の向上に係る役割分担に関するルール等を確立するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 元請・下請関係の適正化に関する指導要綱（昭和54年4月14日）は廃止する。

附 則（平成13年8月20日建管 - 933 一部改正）

この要綱は、平成13年8月20日から施行する。

別表 1

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (8) 一の事業場に常時 10 人以上の建設労働者を使用している者にとっては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 建設労働者の募集は、適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (11) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (12) 現に事業の附属寄宿舍に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (13) 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

別表 2

< 雇用・労働条件の改善 >

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時 10 人以上の建設労働者を使用する者にとっては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- (3) 賃金は、毎月 1 回以上一定日に、通貨でその金額を直接建設労働者に支払うこと。
- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には充分配慮すること。

< 安全・衛生の確保 >

- (6) 労働安全衛生法に従うなど、建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (7) 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び発注者から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。

< 福祉の充実 >

- (8) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。
なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
- (9) 任意の労災補償制度に加入するなど、労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
- (10) 建設業退職金共済組合に加入するなど、退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。
なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- (11) 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。

< 福利厚生施設の整備 >

- (12) 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舎に関する規定を遵守すること。
- (13) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。

< 技術及び技能の向上 >

- (14) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

< 適正な雇用管理 >

- (15) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。
- (16) 建設労働者の募集は適法に行うこと。
- (17) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

< その他 >

- (18) 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第 7 条の 3 各号に規定する法令を遵守すること。

(参考) 下請契約の当事者の呼称は、次のようになっています。

請負契約 下請契約 下請契約

————— A ————— B ————— C

(発注者)

- ・ A、B、C はいずれも建設業者です。
- ・ A は、発注者から直接工事を請負った建設業者です。
- ・ A と B との間の下請契約では、A は「注文者」、B は「受注者」です。
- ・ B と C との間の下請契約では、B は「注文者」、C は「受注者」です。